

会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款の規定に基づき、この法人（以下「本連盟」という。）の会員及び会費について、必要な事項を定める。

(正会員)

第2条 正会員は、次の号に該当する者をいう。

- (1) 本連盟の役員（理事及び監事）
- (2) 加盟団体を代表する者として、当該加盟団体から本連盟に届出をされた者

(普通会員)

第3条 普通会員は、前条各号に規定する以外の個人で、加盟団体の役員をいう。

(賛助会員)

第4条 賛助会員は、前2条に規定する以外の個人及び団体で、次の各号に該当する者をいう。

- (1) 本連盟の顧問及び参与
- (2) 本連盟の目的に賛同し、事業を賛助する個人及び団体

(名誉会員)

第5条 名誉会員は、本連盟に特に功労のあった者で、総会の決議によって推薦された個人をいう。

(入会手続き)

第6条 会員になろうとする者は、所定の入会申込用紙を提出しなければならない。

(会費)

第7条 この法人の年会費は、次の各号のとおりとする。

- | | |
|----------|---------|
| (1) 正会員 | 40,000円 |
| (2) 普通会員 | 15,000円 |
| (3) 賛助会員 | |
| 個人 | 10,000円 |
| 団体 | 50,000円 |

2 この法人の加盟団体の加盟金及び維持金は次のとおりとする。

加盟金	10,000円（初年度のみ）
維持金	50,000円（毎年度）

（処分）

第8条 前条第2項の維持金を滞納する団体の処分は次の各号のとおりとする。

- （1）当年度未納の場合 国体の出場停止
- （2）前年度未納の場合 インターハイ、国体、選手権大会その他本連盟主催の大会の出場停止
- （3）3年以上未納の場合 理事会で相当の処分を決定する。

（弁明の機会）

第9条 会員の除名を行う場合、その会員の要望に応じ、総会で決議をする前に総会の場において、その会員に弁明の機会を与える。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。